

## 【事業】

省庁・部局・課名	問い合わせ先	事業名	事業概要	事業対象・要件
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8111(代表) (内線:35583)	社会资本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業 河川事業 流域貯留浸透事業	地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進する  【事業主体】 地方公共団体・民間事業者等  【補助率】 1/3 ※民間事業者等に対して地方公共団体が助成を行っているものは、助成額の1/2(ただし総費用の1/3を限度とする)	<p><b>【対象】</b> 一級河川または二級河川の流域内において貯留若しくは浸透又はその両方の機能をもつ施設の整備等を地方公共団体が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次の①～④のいずれかの要件に該当し、かつ⑤の要件に該当するもの。また、地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業については、地方公共団体が助成する予定としている雨水貯留浸透施設を合わせた規模、能力が次の①～④のいずれかの要件に該当し、かつ⑤の要件に該当するものも対象とする。</p> <p><b>【要件】</b></p> <p>①公共施設等もしくは民間の施設又はその敷地を500m<sup>2</sup>以上の貯留機能若しくはそれ同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。次のいずれかの要件に該当する場合は300m<sup>2</sup>以上 ア 総合治水対策特定河川 イ 三大都市圏の既成市街地および近郊整備地帯における人口密度4000人/km<sup>2</sup>以上の府県庁所在地 ウ 人口密度が4000人/km<sup>2</sup>以上の指定都市 エ 100mm/h安心プランに登録された地域</p> <p>②都道府県又は市区町村が既成市街地内の個人の住宅の敷地内等に、貯留・浸透機能を持つ簡易な施設を設置する事業(①と同等の機能を持つ構造) ③新規の住宅開発において対象施設を、一団地内における対象施設を合わせた規模及び能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とする事業</p> <p>④既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、河川管理者若しくは地方公共団体が公共施設として管理する施設又は民間の施設を3,000m<sup>2</sup>以上(総合治水対策特定河川の流域又は100mm/h安心プランに登録された地域に係るものにあっては1,000m<sup>2</sup>以上)に改良する事業。また、当該河川の流域において、複数の溜め池を合わせた規模が3,000m<sup>2</sup>以上(総合治水対策特定河川の流域又は100mm/h安心プランに登録された地域に係るものにあっては1,000m<sup>2</sup>以上)の治水容量を確保するもの。</p> <p>⑤原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和7年度までに作成された社会资本総合整備計画に基づく事業は除く。 ※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川</p> <p><b>【各種計画との整合】</b> 流域貯留浸透事業については、特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第4条第1項に基づく流域水害対策計画及び流域整備計画、100mm/h 安心プラン又は流量分担計画(一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分の計画をいう。)と整合が図られたものとする。なお、流量分担計画については、当該河川管理者が流域の地方公共団体と協議して定めることとする。</p> <p><b>【留意事項】</b>          (1)貯留浸透施設は、対象施設又は調節池等の所有者に帰属するものとする。          (2)貯留浸透施設について、その機能を維持し、保全するための管理は、当該貯留浸透施設を整備した地方公共団体が行う。          (3)貯留浸透施設管理者は、貯留浸透施設の機能を十分に発揮させるため貯留浸透施設の管理に関し、対象施設又は調節池等の管理者と管理協定を締結すること等により、適正な管理を行わなければならない。          (4)流域貯留浸透事業の実施については、これを対象施設又は調節池等の管理者に委託することができる。       </p>
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8111(代表) (内線:35583)	補助事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業	特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域内において、河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備等を計画的・集中的に実施することで早期に治水安全度の向上させ、浸水被害の軽減を図るもの  【事業主体】 地方公共団体・民間事業者等  【補助率】 1/2 等 ※市区町村・民間事業者等が整備する場合、都道府県等が1/4を目安に負担するものに限る	<p><b>【対象】</b> 特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域で河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備、土地利用規制と併せた二線堤の築造等を計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害の軽減を図るもの。</p> <p>特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域において、流域水害対策計画で定められた次の(1)から(3)のいずれかに該当する事業で、概ね10年以内に完了するもの。          (1) 特定都市河川において実施する河川改修事業          (2) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m<sup>2</sup>以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。          なお、民間事業者等が雨水貯留浸透施設を整備する場合は、雨水貯留浸透施設整備計画に位置付けられた施設の整備に限る。          イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業          ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業          (3) 地方公共団体又は民間事業者等が浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定と併せて実施する二線堤を整備する事業          各事業は、次のすべての要件に該当するものであること。          イ (1)河川改修事業を実施する河川において、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の公表がなされていること。          ロ 流域水害対策計画に基づく浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定が5年以内になされる見込みであること。          ハ 当該特定都市河川流域内で、立地適正化計画を作成済又は作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村において、概ね5年以内に当該計画に防災指針が記載される見込みであること。          ニ 指定区内の一級河川又は二級河川において、(2)及び(3)を市区町村・民間事業者等が整備する場合、都道府県又は政令指定都市が四分の一を目安に負担するものに限る。       </p>
国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付	03-5253-8432(直通)	社会资本整備総合交付金事業 下水道事業 新世代下水道支援事業制度 水環境創造事業(水循環再生型)	雨水の貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、河川事業等との連携・共同事業を行うことにより、身近な水環境はもとより、河川流域レベルの広域的な水循環を良好な状態に維持・回復する施策を広く支援していくため実施するもの  【事業主体】 地方公共団体・個人・民間事業者等  【補助率】 1/3 ※個人・民間事業者等に対して地方公共団体が助成を行っているものは、助成額の1/2(ただし総費用の1/3を限度とする)	<p><b>【対象】</b> 雨水の貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、河川事業等との連携・共同事業を行うことにより、身近な水環境はもとより、河川流域レベルの広域的な水循環を良好な状態に維持・回復する施策を広く支援していくため実施するもの。</p> <p><b>【要件】</b></p> <p>(b) 次のいずれかの要件のもとに、雨水の貯留浸透を行い、雨水流出抑制、地下水涵養を図るもの。          a) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造          b) 水質保全のため合流式下水道の越流水対策が緊要で、かつ雨水の流出抑制の必要な地域において貯留浸透機能を有する下水道施設を整備すること。          c) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留浸透施設の設置により雨水の流出抑制を図る者に対し地方公共団体が助成を行っていること。</p> <p>(b)に該当するもの          a) 地方公共団体が事業主体の事業にあっては、雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造          b) 個人・民間事業者等が設置する施設に對し地方公共団体が助成する事業にあっては、浄化槽の改造並びに雨水流出抑制施設及び附帯の配管の設置</p> <p>※社会资本整備総合交付金交付要綱より抜粋</p>

省庁・部局・課名	問い合わせ先	事業名	事業概要	事業対象・要件
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	03-5253-8111(代表) (内線:32953)	①社会资本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業 都市公園・緑地等事業 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業  ②補助事業 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に 緑や水を活かした都市空間の形成を図るグ リーンインフラの整備を支援する  【事業主体】 地方公共団体・民間事業者  【補助率】 直接補助:整備費1/2、用地費1/3(ただし、社 会資本整備総合交付金もしくは防災・安全交 付金による公園緑地の整備にかかる用地費に 限る) 間接補助:整備費1/3等	【対象・要件】 下記の事業であり、複数の事業主体により実施するもの、または2つ以上の事業を実施するもの。 ①公園緑地の整備 ②公共交通施設の緑化 ③民間建築物の緑化 ④市民農園の整備 ⑤緑化施設の整備 ※①～④のいずれかと併せて整備することで目標達成に資するものに限る。 ⑥グリーンインフラに関する計画策定 ※①～⑤と併せて実施することで目標達成に資するものに限る。 ⑦整備効果の検証 ※①～⑤までと併せて実施することで目標達成に資するものに限る。  【市町村による事業計画の作成】 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業を実施するために補助金の交付を受けようとする事業が予定される市町村は、次に掲げる事項を記載した計画(以下「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画」という。)を作成し、地方整備局 長等を経由して、大臣に提出するものとする。 (グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画の記載事項) 事業計画の区域、事業計画の目標(3項目以上)、事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業、計画期間、事業計画の対象となる地区の名称、交付期間における各交付対象事業の概算事業費、事業計画の評価に関する事項 ※緑の基本計画や市町村都市計画マスター・プラン等の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容とグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画の内容が整合しなければならない。
林野庁 森林整備部 治山課	03-6744-2309(直通)	治山事業、森林整備事業	<治山事業> 安全で安心して暮らせる国土づくり、豊かな 水を育む森林づくりを推進するため、山地災害 の防止、水源の涵養、生活環境の保全等の森 林の持つ公益的機能の確保が特に必要な保 安林等において、治山施設の設置や機能の低 下した森林の整備等を実施する。  【事業主体】 ①国、②都道府県  【補助率】 ①定額、②1/2等  <森林整備事業> 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を 実現し、国土強靭化や地球温暖化防止等に貢 献するため、森林經營管理制度が導入される 地域を中心に、間伐や路網整備、再造林等を 推進する。  【事業主体】 都道府県、市町村、森林所有者等  【補助率】 1/2、3/10等	<治山事業> 【対象】 ・山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃渓流、はげ山及び地隙で、荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により、現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがある、流域保全上重要なもの等 ・地すべり防止区域内の地すべりで、現に下流に被害を与え、又は与えるおそれがあり、流域保全上重要なもの等  【要件】 1級河川上流で行うもの、2級河川上流で行うもの、その他の河川又は地区で行うものであって次のいずれかに該当するもの等 (1)市街地又は集落の保護 (2)主要公共施設の保護 (3)農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護 (4)災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護  <森林整備事業> 【対象・要件】 1.森林環境保全直接支援事業 森林の有する多面的機能を發揮させるため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、再造林や間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等 2.特定森林再生事業 自助努力によっては適切な整備が期待できない森林について、再造林や被害森林の復旧等 3.森林資源循環利用林道整備事業 森林資源が充実した区域等において、路網ネットワークを重点的に整備するため、地方公共団体等による林業生産基盤整備道等の整備 4.林業専用道整備事業 地方公共団体等による、大型の林業用の車両の走行を想定した構造を有し、林内の輸送の中核的な役割を果たす林業専用道の整備
国土交通省 道路局 環境安全・防災課	03-5253-8111(代表) (内線:38232,38233)	社会资本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業 道路事業	一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、 改築、修繕等に関する事業  【事業主体】 地方公共団体  【補助率】 1/2 等	【対象・要件】 地方公共団体が行う道路の新設、改築、修繕又は維持(除雪に係る事業又は降灰の除去事業に限る。)に関する事業。防災・安全交付金については、上記の事業のうち、防災・安全対策のために特に必要と認められる事業。

省庁・部局・課名	問い合わせ先	事業名	事業概要	事業対象・要件
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8111(代表) (内線:35574)	河川整備事業 ①河川総合開発事業費補助 ②治水ダム等建設事業費補助	<p>①</p> <p>【事業内容】 都道府県が実施する事業であって、洪水調節、流水の正常な機能の維持等の治水目的のほか、発電、かんがい、水道用水、工業用水等の確保を図ることを目的とする。</p> <p>【事業主体】 都道府県</p> <p>【補助率】 9/10~1/2(条件による)</p> <p>②</p> <p>【事業内容】 都道府県が実施する事業にあっては、洪水調節、流水の正常な機能の維持等を目的とする。利水ダム設置者が実施する事業にあっては、事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行うことにより、事前放流の強化を図り洪水調節機能を向上させることを目的とする。</p> <p>【事業主体】 都道府県</p> <p>【補助率】 9/10~1/2(条件による)</p>	<p>【対象・要件】 一級河川の指定河川または二級河川で河道改修によることが困難であり、洪水調節と併せてかんがい、発電、水道用水、工業用水等を必要とするもの。</p> <p>【各種計画との整合】 河川整備計画に位置づけられた施設である事</p> <p>都道府県が実施する事業は以下のとおり。  <b>【対象・要件】</b>          一級河川の指定河川または二級河川で河道改修によることが困難であり、洪水調節等を必要とするもの。          一級河川または二級河川に設置された利水ダムで、河川管理者または利水ダム設置者が、放流施設等の整備等を行うことにより、事前放流の強化を図り洪水調節機能を向上させるもの。</p> <p>【各種計画との整合】 都道府県が実施する事業にあたっては、河川整備計画に位置づけられた施設である事</p>
国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課	03-5253-8111(代表) (内線:35445)	社会资本整備総合交付金事業 その他総合的な治水事業 総合流域防災事業 河川事業	<p>【事業内容】 個々の事業規模が小さいこと等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進。</p> <p>【事業主体】 地方公共団体</p> <p>【補助率】 1/3~9/10(条件による)</p>	<p>【対象・要件】 河川事業で、次のいずれかの要件に該当するもの。ただし、水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)及び「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後の財政措置について(通知)(令和3年4月1日 関係省庁連名局長通知)に基づき対象とされた事業(以下、「公害財特法失効後の財政措置対象事業」という。)に位置付けられた事業を除く。          指定区内の一級河川、二級河川又は準用河川において実施する事業のうち、次の要件に該当する事業で、一事業の総事業費が50億円未満のもの。          アイー14-(2)統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業</p> <p>【留意事項】 都道府県知事又は河川法第9条第5項及び第10条第2項に基づき河川管理を行う指定都市の長又は市区町村長(河川管理者たる指定都市の長を除く。)(以下イー8-(1)関係部分において「都道府県知事等」という。)は、自ら実施する総合流域防災事業の実施に当たり、社会资本総合整備計画において、以下に従い、総合流域防災事業計画(以下イー8-(1)関係部分において「事業計画」という。)を記載するものとする。ただし、市区町村長は、関係する河川管理者と事前に必要な調整を図るものとする。          ① 事業計画の策定方針          総合流域防災事業計画は、水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を一体的に実施し、地方の自主性・裁量性をより高めつつ、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする。          ② 総合流域防災事業計画の期間          概ね5年間とする。          ③ 事業計画の範囲          事業計画は、原則として、「総合流域防災協議会の進め方について」(平成17年3月31日付け国河計第127号)の三に定める圏域ごとに策定するものとする。          ④ 事業計画に定める事項          事業計画の目標及び事業内容を明らかにするため、事業計画は事業計画総括表及び事業計画圏域概要図等により構成する。事業計画には次の事項を定め、社会资本総合整備計画に記載するものとする。          i ) 圏域名          ii ) 事業主体          iii ) 関係事業主体          iv ) 計画の範囲          v ) 目標          vi ) 計画期間          vii ) 全体事業費          viii ) 実施内容          なお、都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者等からなる協議会を設置し、防災・減災のための目標を共有し、具体的な取組の方針等を策定した場合は、事業計画に次の事項を記載するものとする。          i ) 協議会の構成員          ii ) 情報伝達、避難計画等に関する事項          iii ) 水防に関する事項          iv ) 汚濁水の排水、施設運用等に関する事項          v ) 河川管理施設等の整備に関する事項</p> <p>【留意事項】 統合河川環境整備事業の実施に当たっては、社会资本総合整備計画に、次に掲げる事項を定めた河川環境整備事業計画を記載するものとする。          ① 基本方針          ② 事業期間          ③ 実施内容          ④ 全体事業費</p>

省庁・部局・課名	問い合わせ先	事業名	事業概要	事業対象・要件
国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課	03-5253-8111(代表) (内線:35445)	社会资本整備総合交付金事業 都市水環境整備事業 統合河川環境整備事業	<p><b>【事業内容】</b> 良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を実施。</p> <p><b>【事業主体】</b> 地方公共団体</p> <p><b>【補助率】</b> 1/3~1/2(条件による)</p>	<p><b>【対象・要件】</b> 都道府県知事又は指定都市の長又は市区町村長が実施する河川工事で、次の各号の一に該当するもの。            ① 一級河川又は二級河川の水質改善のために実施される浄化事業で、次の各号いずれかに該当するもの            (1) 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち汚濁の著しい河川においての浄化事業、並びに一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている指定区間内の一級河川、二級河川若しくは準用河川についての浄化事業            (2) 三大都市圏の既成市街地(中部圏にあっては都市整備区域、近畿圏にあっては既成都市区域)及び近郊整備地帯(近畿圏にあっては近郊整備区域)に係る一級河川又は二級河川で、若しくは、三大都市圏に係る重要な水源となっている湖沼を含む一級河川又は二級河川で、主要地点での水質が環境基準を著しく超え、かつ、その汚濁原因が広範にわたり、当該河川の浄化のみでは効率的な水質の改善が困難と認められるものの中から採択される特定河川の流域において実施する次の各号に掲げる浄化事業            イ 当該特定河川の浄化事業            ロ 当該特定河川の汚濁の一因となっている一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川の浄化事業            ハ その他当該特定河川の流域において行う浄化事業で著しい効果が認められるもの            ② 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、河川横断工作物により河川が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域において魚道の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの            ③ 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、従来の自然環境が著しく阻害されている河川の特に必要とする区域において自然環境の保全・復元を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの            ④ 指定区間内の一級河川及び二級河川において、河川環境教育の場として利用される「水辺の楽校プロジェクト」、地域の取組みと一体となった「かわまちづくり支援制度」に位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの。</p> <p><b>【留意事項】</b> 統合河川環境整備事業の実施に当たっては、社会资本総合整備計画に、次に掲げる事項を定めた河川環境整備事業計画を記載するものとする。            ① 基本方針            ② 事業期間            ③ 実施内容            ④ 全体事業費</p>
国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 流水管理室	03-5253-8111(代表) (内線:35494)	河川整備事業 堰堤改良費補助 ダムメンテナンス事業費補助	<p><b>【事業内容】</b> 都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダム本体、放流設備、関連設備、貯水池等の緊急性の高い改良を行うことにより、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的とする。</p> <p><b>【事業主体】</b> 地方公共団体</p> <p><b>【補助率】</b> 4/10等</p>	<p><b>【対象・要件】</b> 採択基準            (1) ダム施設改良事業 都道府県が管理するダムで、ダム本体・放流設備、貯水池等が老朽化し、若しくは能力不足等のため、その機能が不十分であるもの、若しくはその機能の維持に支障があるもの、又はそのおそれがあるものについて、その機能の回復又は向上のために行う改良で、次の全ての要件に該当するもの。 また、原則、施工を行う同一都道府県内の全てのダムの長寿命化計画にライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針、点検・修繕・更新・観測に係る新技術等の活用による短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果が記載されていること。(令和7年度までに記載する見込みである場合を含む)            イ 都道府県が管理するダムにおける、洪水吐、ゲート等洪水放流設備及び低水放流設備の改良、排砂バイパスの設置等による堆砂対策、ダム本体付近の大規模な地山安定工事等、大規模かつ緊急性の高い施設改良で、総事業費が概ね10億円以上のもの。            ロ 原則として、長寿命化計画が策定され適正に維持管理されているもの。ただし、堆砂対策、地山安定工事等については、長寿命化計画への記載を条件としない。            (2) 堰堤改良事業 原則、施工を行う同一都道府県内の全てのダムの長寿命化計画にライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針、点検・修繕・更新・観測に係る新技術等の活用による短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果が記載されていること。(令和7年度までに記載する見込みである場合を含む)            ① 改良事業 改良事業については、次の全ての要件に該当するもので、総事業費が概ね4億円以上であること。ただし、令和3年度までに採択された社会资本総合整備計画に基づく総合流域防災事業における情報基盤整備事業については、総事業費が概ね4億円以上であることを条件としない。            イ 都道府県が管理するダムにおける、ダム本体、放流設備及びこれに附属する設備、観測設備、通報設備及び警報設備の改良並びにダム貯水地周辺の地山安定のための工事。 都道府県が管理するダムにおける、予防保全の考え方に基づく、ダム用ゲート設備等※及びダム管理用制御処理設備の延命化に必要な措置に係るもの、「ダム用ゲート設備等点検・整備・更新マニュアル(案)」又は「電気通信施設点検基準(案)」に基づき、ダム管理施設の信頼性の確保と機能保全を図ることを目的として実施する年点検で、点検にかかる事業費が1ダム当たり年間2百万円以上であるもの。 ※洪水処理設備(非常用洪水吐設備、常用洪水吐設備)、貯水池維持用放流設備、貯水位低下用放流設備、放流管、取水設備、小容量放流設備等の取水・放流設備            ロ 原則として、長寿命化計画が策定され適正に維持管理されているもの。ただし、地山安定工事等については、長寿命化計画への記載を条件としない。            ② 下流河道整備事業 ダム直下の河道改良工事で、総事業費が概ね1.5億円以上のもの。            ③ ダム管理用水力発電設備設置事業 管理用発電設備の設置工事で、他省庁の補助金交付対象でない場合に限る。            ④ 貯水池保全事業 堆砂対策のための貯砂ダム等の設置工事で、総事業費が概ね1.5億円以上のもの。</p>

【税制】

省庁・部局	問い合わせ先	税制名	特例措置の対象	特例措置の内容
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8111(代表) (内線:35684)	浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置	特定都市河川浸水被害対策法の認定制度に基づき整備される雨水貯留浸透施設	特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域において、同法第11条に規定の認定制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準を1/3を参酌して1/6~1/2の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8111(代表) (内線:35684)	貯留機能保全区域の指定に係る特例措置	特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域の指定を受けている土地	特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域において、同法第53条の規定に基づき都道府県知事等より貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準について、指定後3年間3/4を参照して2/3~5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。